

○津山市養護老人ホーム条例

昭和38年10月7日

津山市条例第39号

改正 昭和39年4月1日条例第32号

昭和62年12月23日条例第34号

平成18年9月26日条例第42号

平成26年9月24日条例第28号

平成27年3月24日条例第16号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第15条第3項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、養護老人ホームを設置する。

(名称及び位置)

第2条 養護老人ホームの名称及び位置を、次のとおり定める。

- (1) 名称 津山市立ときわ園
- (2) 位置 津山市井口100番地1

(定員)

第3条 津山市立ときわ園（以下「園」という。）の定員は、次の表のとおりとする。

入所者区分	定員
法第10条の4第1項第3号の措置に係る者	5人
法第11条第1項第1号の措置に係る者	80人

2 前項の規定にかかわらず、市長は、伝染性疾患その他悪質な疾病等により、他の入所者に悪影響を及ぼすおそれがある者については、園に入所させず、又は園への入所の委託を拒むことができる。

(園の管理)

第4条 園の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第6条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 園の入所者の養護に関する業務
- (2) 園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園の運営及び管理に関する業務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

2 前項各号に掲げる業務のほか、指定管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する特定施設入居者生活介護の事業の運営業務を行うことができる。

（指定管理者の権限）

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第8条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（入所措置の解除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当した者は、入所の措置を解除するものとする。

- (1) 園の規律に従わないとき。
- (2) その他入所しておくことが不相当と認めたとき。

（室内の検査及び措置）

第8条 市長が、管理上必要と認めるときは、入所者立会の上で室内の検査を行い、適当な措置を命じ、又はこれを行うことができる。

（費用の徴収）

第9条 市長は、法第28条の規定による費用について、別に定める基準により徴収することができる。

（施行規定）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。
- 2 津山市保護施設設置条例（昭和33年津山市条例第18号）は、廃止する。

付 則（昭和39年4月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

付 則（昭和62年12月23日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年9月26日条例第42号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成26年9月24日条例第28号）

この条例は、平成26年10月20日から施行する。

付 則（平成27年3月24日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。